

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

※欄は記入しないでください。

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和_____年_____月_____日（令和_____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限※ 令和_____年_____月_____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1①ロの場合は年分） 令和_____年_____月_____日（令和_____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日）

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能なきときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかつた場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

記載方法等

この明細書別紙は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。